

各 位

管理会社名 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
代表者名 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ  
問合せ先 E T F ビジネス開発部 花村 憲治  
(TEL. 050-5785-6306)

### 投資信託約款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、別紙に記載のE T F（以下、対象E T Fといいます。）における各投資信託約款の変更に関し、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の内容および理由

対象E T Fについて、以下の通り、各信託約款の一部に所要の変更を行ないます。

##### <約款変更の内容>

##### ①取得申込時における受付不可日の変更

対象E T Fにつきまして、投資家の利便性を高めるため、取得申込時における受付不可日を削減する約款変更を実施いたします。（詳細は次頁以降をご覧ください。）

##### ②交換請求時における受付不可日の変更

対象E T Fにつきまして、投資家の利便性を高めるため、交換請求時における受付不可日を削減する約款変更を実施いたします。（詳細は次頁以降をご覧ください。）

##### ③受付不可日の例外規定

対象E T Fにつきまして、投資家の利便性を高めるため、受益権の取得申込および交換請求の受付不可日であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については受付可能とするように規定いたします。

#### 2. 日程

内閣総理大臣への届出日 : 2025年10月8日（予定）

変更日 : 2025年10月9日

#### 3. 書面決議の手続き等

今回の約款変更は当該投資信託の商品性には何ら影響を与えるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」には該当しないため、書面決議等の対応は行ないません。

#### 4. 対象ETF

銘柄コード	ファンド名	変更① <変更後抜粋> (取得申込の受付不可日)	変更② <変更後抜粋> (交換請求の受付不可日)	変更③ (例外規定)
1308	上場インデックス ファンドTOPIX	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	●
1330	上場インデックス ファンド225	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および除数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および除数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	●
1345	上場インデックス ファンドJリート (東証REIT指数) 隔月分配型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および口数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および口数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	— (既に記載あり)
1399	上場インデックス ファンドMSCI日本 株高配当低ボラ ティリティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	●
1698	上場インデックス ファンド日本高配 当(東証配当フォー カス100)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	●
213A	上場インデックス ファンド日経半導 体株	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	●
2566	上場インデックス ファンド日経ESGリ ート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および口数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベンチマークとする指数構成銘柄の変更および口数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> </ul>	●

約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降</li> </ol>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証株価指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 東証株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降</li> </ol>

<p>の3営業日間)</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬ (略)</p>	<p>の3営業日間)</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑬ (同 左)</p>
--	--

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド225

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <p>1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</p> <p>2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</p> <p>3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑤～⑩ (略)</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</p> <p>2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑤～⑩ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換) 第42条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。</p>

<p>の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日経平均株価構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 日経平均株価構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第34条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第24条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>
④～⑬（略）	④～⑬（同 左）

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドJリート（東証REIT指数）隔月分配型

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～③（略）</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～③（同 左）</p>
<p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。なお、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>	<p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得申込を受け付けることがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証REIT指数の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>

⑤～⑧ (略)	⑤～⑧ (同 左)
(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換) 第40条	(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換) 第40条
①～② (略)	①～② (同 左)
③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。なお、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付けることがあります。	③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。ただし、次の各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、交換請求を受け付けることがあります。
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 東証REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 東証REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</li> </ol>
④～⑫ (略)	④～⑫ (同 左)

追加型証券投資信託 上場インデックスファンドMSCI 日本株高配当低ボラティリティ

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (略)	(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額) 第13条 ①～③ (同 左)
④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。	④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。
1. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボ	1. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボ

<p>ラティリティ指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>2営業日間</u></p> <p>2. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の<u>2営業日前以降の3営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩（略）</p>	<p>ラティリティ指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u></p> <p>2. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の<u>3営業日前以降の6営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換）</p> <p>第41条</p> <p>①～②（略）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。</p> <p>1. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</p> <p>2. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の<u>2営業日前以降の3営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬（略）</p>	<p>（受益権と信託財産に属する株式との交換）</p> <p>第41条</p> <p>①～②（同 左）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。</p> <p>1. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</p> <p>2. MSCIジャパンIMIカスタム高流動性高利回り低ボラティリティ指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の<u>3営業日前以降の6営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬（同 左）</p>

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～③（略）</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。<u>なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の<u>2営業日間</u></li> <li>東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の<u>2営業日前以降の3営業日間</u></li> <li>第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑩（略）</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～③（同 左）</p> <p>④前項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u></li> <li>東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の<u>3営業日前以降の6営業日間</u></li> <li>第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>⑤～⑩（同 左）</p>
<p>（受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換） 第40条 ①～②（略）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けけないものとします。<u>なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u></li> <li>東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の<u>2営業日前</u></li> </ol>	<p>（受益権と信託財産に属する株式および上場不動産投資信託証券との交換） 第40条 ①～②（同 左）</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けけないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>東証配当フォーカス100指数構成銘柄の権利落日（配当落日および分配落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u></li> <li>東証配当フォーカス100指数構成銘柄の変更、増減資等に伴う株数および口数の変更日の<u>3営業日前</u></li> </ol>

<p><u>以降の3営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬（略）</p>	<p><u>以降の6営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>④～⑬（同 左）</p>
--	--

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド日経半導体株

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③（略）</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。<u>なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</u></p> <p>1. 日経半導体株指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>2営業日間</u></p> <p>2. 日経半導体株指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の<u>2営業日前以降の3営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩（略）</p>	<p>(受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額)</p> <p>第13条 ①～③（同 左）</p> <p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <p>1. 日経半導体株指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の<u>3営業日間</u></p> <p>2. 日経半導体株指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の<u>3営業日前以降の6営業日間</u></p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑩（同 左）</p>
<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第41条 ①～②（略）</p>	<p>(受益権と信託財産に属する株式との交換)</p> <p>第41条 ①～②（同 左）</p>

<p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日経半導体株指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 日経半導体株指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑬（略）</p>	<p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日経半導体株指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 日経半導体株指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</li> </ol> <p>④～⑬（同 左）</p>
--	--

追加型証券投資信託 上場インデックスファンド日経 ESG リート

### 約 款 の 新 旧 対 照 表

新	旧
<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～③（略）</p>	<p>（受益権の申込方法、申込単位および受益権の価額） 第13条 ①～③（同 左）</p>
<p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日経ESG-REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の2営業日間</li> <li>2. 日経ESG-REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降</li> </ol>	<p>④第2項の規定にかかわらず、取得申込日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者の指定する第一種金融商品取引業者は、原則として受益権の取得の申込みを取り扱わないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日経ESG-REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</li> <li>2. 日経ESG-REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</li> <li>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降</li> </ol>

<p>の3営業日間)</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑤～⑧ (略)</p>	<p>の3営業日間)</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>⑤～⑧ (同 左)</p>
<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換) 第41条 ①～② (略)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。なお、次の第1号から第4号に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。</p> <p>1. 日経ESG-REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</p> <p>2. 日経ESG-REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の2営業日前以降の3営業日間</p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑫ (略)</p>	<p>(受益権と信託財産に属する不動産投資信託証券との交換) 第41条 ①～② (同 左)</p> <p>③第1項の規定にかかわらず、交換請求日が次の各号に該当することとなる場合は、委託者は、原則として交換請求を受け付けません。</p> <p>1. 日経ESG-REIT指数構成銘柄の権利落日（分配落日を除きます。）の前営業日以降の3営業日間</p> <p>2. 日経ESG-REIT指数構成銘柄の変更および口数の変更日の3営業日前以降の6営業日間</p> <p>3. 第32条に定める計算期間終了日の2営業日前以降の2営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の3営業日前以降の3営業日間）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p>④～⑫ (同 左)</p>

以上